

労災補償

精神障害が請求、認定ともに過去最多——厚労省調査

厚生労働省は六月二五日、平成二六（二〇一四）年度「過労死等の労災補償状況」を公表した。それによると、うつ病などの精神障害については、請求件数は一四五六件、労災認定件数は四九七件となっており、ともに過去最多となった。一方、くも膜下出血や心筋梗塞など脳・心臓疾患については、労災請求件数が七六三件で三年連続で減少し、認定件数も二七七件で二年連続で減少したものの、依然高水準にある。

脳・心臓疾患

請求件数は七六三件で依然高水準

一四年度の脳・心臓疾患の労災請求件数は七六三件（前年度比二二件減）で三年連続の減少となった。一方、認定件数も二七七件（同二九件減）と二年連続で減少となっている。認定件数のうち、死亡は二二一件である。

認定件数を業種別（大分類）にみると、運輸業、郵便業（九二件）、卸売業、小売業（三五五件）、製造業（三二一件）、建設業（二八件）の順となっており、運輸業、郵便業が全体の三分の一を占めている。職種別にもみると、自動車運転（八五件）がもっとも多く、次いで管理職（二四件）、営業（二四件）などとなっている。

認定された人を年齢別にみると、五〇～五九歳（一一一件）がもっとも多く、以下、四〇～四九歳（九三件）、三〇～三九歳（三九件）、六〇歳以上（二七件）、二〇～二九歳（七件）の順となっている。

一方、時間外労働時間数（一カ月平均）でみると、多い順に、八〇時間以上一〇〇時間未満（二〇五件）、一〇〇時間以上一二〇時間未満（六六件）、一二〇時間以上一四〇時間未満（三三二件）などとなっている。

就労形態別にみると、正規職員・従業員（二六四件）が圧倒的多数を占めている。そのほか、パート・アルバイト（二件）、契約社員（二件）、派遣労働者（一件）となっている。

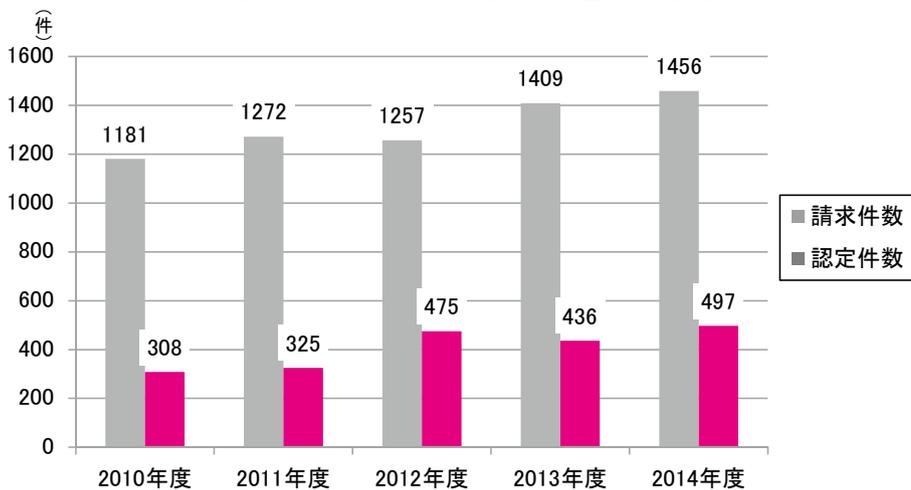
精神障害

請求件数は過去最多の一四五六件

一方、精神障害の労災補償状況は、一四年度の請求件数は一四五六件（前年度比四七件増）となり、過去最高を更新した（図）。申請増の背景として、「精神障害が労災で認められることが社会に浸透し、認知されるようになってきたことが要因の一つ」（厚労省担当者）としている。請求件数のうち女性は五五一件で三割を占める。認定件数も四九七件（同六一件増）

となり過去最多となっている。認定件数のうち、自殺（未遂を含む）は九九件となっている。業種別（大分類）に請求件数をみると、製造業（二四五件）、医療、福祉（二

図 精神障害に係わる労災請求・認定件数の推移



三六件）、卸売業、小売業（二二三件）の順に多く、認定件数は、製造業（八一一件）、卸売業、小売業（七一件）、運輸業、郵便業（六三件）の順に多い。認定件数を職種別にみると、事務（五六件）、管理職（三九件）、商品販売（三四件）の順となっている。

三〇歳代と四〇歳代で半数

認定された人を年齢別にみると、四〇～四九歳（二四〇件）、三〇～三九歳（一三八件）、二〇～二九歳（一〇四件）、五〇～五九歳（八六件）の順になり、働き盛りの三〇歳代と四〇歳代で全体の半数を占めている。

さらに、引き金となった出来事で見ると、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（七二件）、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（六九件）、「特別な出来事（心理的負荷が極度のもの等）」（六一件）、「一カ月に八〇時間以上の時間外労働を行った」（五五件）、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（五〇件）の順に多い。

就労形態別では、正規職員・従業員（四三五件）、パート・アルバイト（三六件）、契約社員（二六件）、派遣労働者（四件）などとなっている。

（調査・解析部）